

一般社団法人 日本リモートセンシング学会

役員候補選考に関する細則

第1条 目的

本細則は、定款第20条（役員の選任）を円滑に運営するために定めるものである。

第2条 適用範囲

本細則は、当学会の役員である理事（会長、副会長を含む）及び監事の候補者を選考する際に適用する。ここで、役員の候補者とは新年度において役員として選任される（特別の理由のあるときは再任を含む）候補者を言う。

第3条 役員の定数

役員の定数は（一社）日本リモートセンシング学会定款第19条による。

- 1) 理事 15名以上20名以内（うち、会長1名及び副会長4名以内）
- 2) 監事 2名

第4条 役員の任期

役員の任期は（一社）日本リモートセンシング学会定款第23条による。

- 1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3) 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4) 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第5条 役員候補者の選考

役員候補者の選考は、毎年度、「役員候補選考委員会」を組織して行う。

第6条 役員候補選考委員会の構成

- 1) 役員候補選考委員会は、本学会の会員の中より、会長が委嘱した5名以内の委員で構成する。
- 2) 役員候補選考委員会は、会長から委員が委嘱された時点で発足し、選考結果を取りまとめて会長に報告した時点で解散する。
- 3) 役員候補選考委員会には委員長をおく。委員長は委員全員による互選とする。
- 4) 委員長は委員会を代表し、委員会の運営を総括する。

第7条 役員候補選考委員会の運営

- 1) 委員会は、第8条に定める役員候補者の選考方法に沿って運営する。
- 2) 委員会は、原則として、委員全員の一致をもって議決する。
- 3) 委員会で取りまとめた事項は、委員長が文書で会長に報告する。

第8条 役員候補者の選考方法

役員候補者の選考は以下の手順で行う。

- 1) 学会誌等を通じ、一定期間を設けて、正会員（個人）から自薦または推薦による役員立候補者を公募する。
- 2) 役員立候補者について第9条に基づく資格審査を実施する。
- 3) 資格審査の後、立候補者数が改選数を越えない役職については、立候補者の役員受諾意思を確認した上で立候補者名簿を作成する。
- 4) 資格審査の後、立候補者数が改選数を越えた役職については、立候補者の役員受諾意思を確認した上で選挙のための立候補者名簿を作成する。
- 5) 立候補者名簿は、理事立候補者と監事立候補者に分けて作成する。
- 6) 立候補者数が改選数を越えた役職の役員候補者の選考は、立候補者名簿を正会員（個人）全員に送付した上で、正会員による投票（郵送）とする。立候補者数が改選数を越えない役職については、その役職の立候補者全員を役員候補者として選考し、正会員（個人）全員にその旨を通知する。
- 7) 投票の具体的な手順と投票結果の審査方法については別途定める内規による。

第9条 役員立候補者の資格

1) 理事

以下の(a)、(b)を満たす者とする。

(a)本学会の定款に定める正会員（個人）である者

(b)別途、内規に定める本学会での会員履歴又はリモートセンシングに関する活動履歴を有している者

2) 監事

その重要さを考慮して（定款 第22条）、第9条1) 項の(a)、(b)に加えて、以下の(c)を満たす者とする。

(c)役員経験者

3) 理事（会長、副会長を含む）の任期満了者または中途退任者は、退任後、一期を経た次期の理事に立候補できる。ただし、現理事は次期監事に、現監事は次期理事に継続して立候補できる。なお、理事会が、その理事の職務継続が学会運営にとって重要と判断し、決議した場合には、一期を経ず再立候補を認めることができる。ただし、この特例によって延長される任期は一任期分（二期）とし、また他の理事候補と同様に、定款20条（役員の選任）に則り、総会の決議によって選任されるプロセスを踏むものとする。

第10条 その他

この細則は理事会の審議を経て議決される。変更、改廃の時も同じ手続きによる。

細則に定めない事項が生じた時は、理事会の議決に基づいて運営する。

平成9年4月25日	制定
平成9年5月15日	発効
平成16年5月19日	改定
平成21年4月21日	改定
平成24年4月1日	改定
平成24年10月2日	改定